

しゅうがくえんじょ 「就学援助」で子どもたちをサポート

市では、経済的に苦しく義務教育期間中の子どもを学校に通わせることが難しい家庭に対し、学校給食費や修学旅行費などを支援する「就学援助」を行っています。



毎月の学校集金や給食費の工面にお悩みの方、多くの方が利用している就学援助の申請を検討してみませんか？

▲QRコード
制度の案内や
目安額を掲載中

1. こんな費目をサポートします

就学援助で受けられる費目には、次のようなものがあります。いずれも認定になれば、申請をした日より後の分の費目が対象となります。

また、令和3年度は新型コロナウイルスによる負担を軽減するため、下の費目に加え認定児童・生徒一人につき1万円を追加で支給します。

◆学用品費・通学用品費

年間で小学校→11,630円
中学校→22,730円



ノートや鉛筆など学校で使用する学用品が対象。
小1・中1年生以外の学年には上の額に加えて
2,270円を支給します。

◆学校給食費

年間で小学校→約47,000円
中学校→約58,000円



認定日後にお子さんが食べた分の実費額が対象。
保護者口座への振込ではなく、口座からの引き
落としがなされなくなります。

◆新入学準備金



小学1年生のみ→51,060円
中学1年生のみ→60,000円

いずれも4月中の申請者が対象。
既に前倒しや他市で支給を受けた人や5月以降
に申請された人は、受け取れません。

◆校外活動費・修学旅行費

認定日後にお子さんが実際に参加した
校外活動費や修学旅行費用の実費を支
給します。



◆その他

一定の条件で通学費や医療費（虫歯、中耳炎）が
対象となる場合があります。

認定となる目安額などをうら面に掲載しています。

うら面へ

2. 支援を受けられる目安額はどのくらい？

就学援助は、市内の市立小・中学校に子どもが在籍している家庭のうち、申請後、所得審査で基準額未満となった家庭が受けられます。認定となる所得の目安額は、下の表のとおりです。

世帯全員の
給与所得額・
事業所得額

+

「養育費」「児童手当」
「障害者年金」など、
昨年受け取った額の合計

➔

左の目安額はすべて
「賃貸住宅」の
場合の目安額です。
「持ち家」の場合や、
「現在有効な賃貸借の
契約書の写し」の提出
がない場合は、左の
目安額から **93万円**
を引いた額が目安額と
なります。

世帯人数	家族構成の例	所得の目安額 (世帯全員の合計額)
2人	母(36歳)・子(7歳)	331万円
3人	父(41歳)・子(11歳)・子(9歳)	418万円
4人	母(32歳)・子(7歳)・祖父(61歳)・祖母(60歳)	434万円
4人	父(33歳)・母(33歳)・子(8歳)・子(7歳)	434万円
5人	父(41歳)・母(39歳)・子(13歳)・子(8歳)・子(2歳)	489万円

審査は「収入額」ではなく「所得額」を使用します。一緒に住んでいる人全員の所得額に加え、児童手当や養育費、年金などを合算して計算します。

家族の年齢や人数、小中学生の人数によっても目安額は変わってきます。表面のQRコードではより詳しい目安額を掲載していますのでご確認ください。

3. 制度を利用したい場合は、申請が必要です

就学援助制度を利用するには、申請書の提出が必要です。教育委員会学務課と学校で配布している「就学援助費受給申請書」の必要事項を記入し、必要書類を添えて教育委員会学務課に提出してください。申請書は教育委員会ホームページからダウンロードも可能です。両面を印刷してご活用ください。

特別支援教育就学奨励費について

市では次の児童生徒を対象に「特別支援教育就学奨励費（奨励費）」を支給しています。

- ①「特別支援学級に就学する児童生徒」
- ②通常学級のうち「学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒」
- ③「通級指導を受けている児童生徒（通学費のみ）」

制度の案内や申請方法については、6月～7月頃に学校を通じて改めてご案内しますが、①・②の家庭のうち奨励費の申請を予定されている場合は、次の資料の準備をお願いします。

- ★通学費がかかる場合は定期券のコピー
- ★ノート等の学用品を購入した場合はそのレシート
- ★新生児は、ランドセルや制服の購入レシート